

真岡市へ移住して県内の登録企業に就職した方にチャンス

# 真岡市移住支援金（栃木県移住支援事業）

【助成額】 単身 60 万円 世帯 100 万円

【加算額】 18歳未満のご家族を伴う場合、以下の額を加算

- 1人につき 30 万円（転入日が令和5年4月1日以前である場合）
- 1人につき 100 万円（転入日が令和5年4月1日以降である場合）



【主な要件】 (1)および、(2)(3)(4)のいずれかを満たす方

- (1)移住元の要件…転入直前 10 年間のうち通算 5 年以上(直近で 1 年以上)東京 23 区に在住、または東京圏(※1)に住みながら 5 年以上東京 23 区に通勤(※2)・通学(※3)していた方
- (2)就業・起業の場合…栃木県がマッチングサイト(※4)に、移住支援金の対象として掲載する求人に新規就業(※5)した方、または栃木県の事業による起業支援金の交付決定を受けた方
- (3)就業(専門人材)の場合…内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業、または先導的人材マッチング事業を利用して就業している方(※5)
- (4)テレワークの場合…自己の意思により移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を、引き続きテレワークにより実施している方(※6)

※1：埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県。但し条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法又は小笠原諸島振興開発特別措置法の指定区域を含む市町村）は除く

※2：雇用者としての通勤にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る

※3：東京 23 区内の大学等に通学し、東京 23 区内の企業等へ就職した場合

※4：WORKWORK とちぎ <https://www.workwork-tochigi.jp/> の企業情報掲載サイト

※5：週 20 時間以上の無期雇用契約かつ、申請時において 3 ヶ月以上在職している場合に限る（就業者にとって 3 親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務へ務めている法人は除く）

※6：地方創生テレワーク交付金において企業等より資金提供を受けている場合は除く



【申請日の制限】 就業後、3 カ月以上在職しており、転入後 3 カ月以上 1 年以内

（令和5年6月23日以降に転入の場合は、転入後1年以内であること）

【その他】 一定期間内の辞職・転出に対して返金義務あり

【申請方法】 該当する要件により、必要な書類が異なります  
必ず事前相談の上、申請してください

【相談窓口】 〒321-4395 栃木県真岡市荒町5191番地  
真岡市産業部商工観光課勤労者係（本庁舎4階）  
電話：0285-83-8134  
FAX：0285-83-0199  
Eメールアドレス：syokou@city.moka.lg.jp

栃木県が運営するとちぎの就職支援サイト

WORKWORK とちぎ



📍 アクセスはこちらから